

各私立幼稚園設置者 様

各私立認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金
に係る事業計画書等の提出について（通知）

標記補助金について、下記のとおり事業計画書等を提出いただきますようお願いします。

記

1. 対象

下記事業に係る意向確認において、本補助金活用の意向がある旨を回答した園（未回答の園は対応不要）

- ・ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）
- ・ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）2次
- ・ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）
- ・ 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援
- ・ 園務改善のための ICT 化支援事業
- ・ 園務改善のための ICT 化支援事業 2次
- ・ 園務改善のための ICT 化支援事業 3次
- ・ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

2. 提出資料

電子及び紙の両媒体によって、次の資料を提出してください。

- ・ 事業計画書
- ・ 事業計画内訳書（別紙1～8のうち、該当する事業に係る様式のみ記入すること）

3. 提出方法及び期限

方法 ※両方による提出が必要です		期限
電子 (Excel 様式)	インターネット申請 (↑Ctrl キーを押しながらクリック)	令和4年9月16日(金曜日) 17時00分 ※提出フォームが閉鎖されます
紙	郵送	令和4年9月20日(火曜日) 当課必着

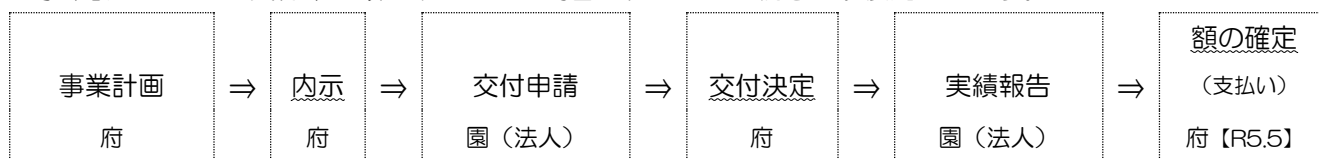
※電子及び紙の両媒体による提出が必要です。必ず、期限に余裕をもって提出してください。

※期限を超えての提出や、いずれか一方のみの提出、上記方法以外による提出は、受け付けません。

※提出がない場合(期限超過を含む)は、後日、正式な交付申請ができません。

4. 今後の予定

事業計画における交付希望額が千円以上の場合は、以下の手続きが今後発生します。



※今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせや連絡等は、大阪府ホームページへの掲載またはメールにて行います。

なお、メールは、意向確認の回答(インターネット申込み)時にご入力いただいたメールアドレスあてに行きます。当該メールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園(法人)にてご確認ください。当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

5. 留意事項

- 事業計画書及び事業計画内訳書のご提出をもって、本補助金の交付決定を行うものではありません。
- 今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。
- 事業計画及び事業計画内訳書については、必ず、各園(法人)において年間の計画を精査した上でご提出ください。記載のない事業や経費については、今後追加で計上することはできません。
- ご提出にあたっては、本通知を含む補助金に係るこれまでの通知文(留意点・FAQ等を含む)を必ず、確認してください。
- 各根拠資料については、今回の事業計画時点では提出不要です。提出いただいた場合は、当課において処分させていただきますので、あらかじめご了承ください。

6. 問い合わせ

ご不明点等ございましたら、次のとおり担当者あてメールにてお問い合わせください。

件名：(高山宛) 教育支援体制整備事業補助金に係る問い合わせ

本文：幼稚園番号、幼稚園名、質問者名、質問内容

※問い合わせが集中するためお電話はご遠慮ください。

※お問い合わせ前に、本通知を含むこれまでの通知文(留意点・FAQ・要綱案を含む)をご確認ください。

【担当者】 大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当： 高山、小木曾
電話： 06-6210-9273 メール：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp